

# 障害者自立支援法の円滑施行のため、特別対策を実施します。

## 障害者自立支援法のねらいは？

精神障害施策も含め、障害施策全体の一層の底上げを実現します。  
(地域格差の是正、より多くの方々に障害サービスを)

このことは、3障害を区別しないという障害者基本法の理念の実現でもあります。

具体的には、次の5つの障害者施策を3障害一元化  
障害者基本法の理念の実現

### 利用者本位のサービス体系に

規制緩和を進め空き教室、  
空き民家、NPO等を活用  
し、地域にサービスを展開

### 3障害の制度格差を解消 し、精神障害者を対象に

### 安定的な財源の確保

国の費用負担の責任を強化  
(費用の1/2を負担)  
利用者も応分の費用を負担  
し、皆で支える仕組みに

「働きたい！」気持ちを本気で支援 住民に説明責任の果たせる透明な制度

新たな就労支援事業を創設  
雇用施策との連携を強化

客観的な尺度(障害程度区  
分)を導入  
審査会の意見聴取など支給  
決定プロセスを透明化

## なぜ特別対策を実施するの？

障害者自立支援法は、上記のとおり、サービス量の拡大を進めつつ、地域移行や就労支援の強化など、必要な改革を実施するものです。

しかしながら、この改革は抜本的なものであり、多くの関係者からすぐには対応できないなどの様々な意見があります。

このため、障害者自立支援法の新たな制度を利用して、関係者の方々が円滑に障害福祉サービスを実施し、利用できるよう、緊急的・経過的な対策を実施します。

具体的には…

平成20年度まで次の3つの柱からなる特別対策を実施します

**利用者負担の更なる軽減措置**

**事業者に対する激変緩和措置**

**新法への移行等のための緊急的な経過措置**

## 特別対策ってどんなことをするの？

### 利用者負担の更なる軽減措置を実施します。

こんなご意見がありました。

在宅で家族と暮らしながら、通所施設に通う障害者は、家族に収入があって、軽減措置が受けられないことが多い。

入所では軽減措置を受けている方が約68%なのに、在宅だと24%

工賃を上回る利用者負担がある。

平均工賃は約15,000円

障害児を育てる家庭は、親も収入が少ない若い世帯が多く、負担感が強い。

在宅・通所利用の場合、上限額を4分の1にします。また、軽減対象範囲を拡大します。(障害児も同様)

	今まで	特別対策
低所得1*	15,000円 (社会福祉法人軽減 7,500円)	3,750円
低所得2*	24,600円 (社会福祉法人軽減 12,300円) 通所のみ7,500円)	6,150円 (通所のみ 3,750円)
一般* (所得割10万円**未満)	37,200円 (社会福祉法人軽減対象外)	9,300円

\*預貯金等の額が500万円以下(家族と同居の場合は1,000万円以下)の場合 \*\*収入が概ね600万円以下相当

社福軽減と異なり、どの事業者を利用した場合でも、利用者の負担能力に応じて軽減措置が受けられます。事業者の方の持ち出しもなくなります。

**負担感が多い在宅・障害児の世帯の負担を軽減します。**

**平均工賃15,000円を下回る負担になります。**

(事業費14.9万円の場合の負担額(食費含む。)月22日利用し、食費1日650円とした場合)

・一般(所得割10万円未満)・・・29,200円/月 14,360円

・低所得1,2 ……………12,560円/月 8,810円

**障害児については、入所施設を利用する場合、上限額を2分の1とする軽減措置の対象を所得割10万円未満(収入約600万円未満相当)まで拡大します。**

(事業費18.6万円の場合の負担額(食費含む。)食費58,000円/月とした場合(18歳未満)

・一般(所得割10万円未満)・・・45,000円/月 19,600円/月

入所施設利用の場合、工賃が年間28.8万円(これを超えた額の30%を含む。)まで手元に残るよう徹底します。グループホーム・ケアホームでも同様の工賃控除を行います。

「働く」ことについてより一層インセンティブがはたらくようになります。

## 特別対策ってどんなことをするの？

### 事業者に対する激変緩和措置を実施します

従来は、利用実績にかかわらず、一月単位で報酬を支払う仕組みでしたが、これを利用実績に応じて一日単位で報酬を支払う仕組みに変更しました。

これにより、利用者はニーズに応じて毎日異なるサービスを組み合わせ利用することも可能に！

一方、以下のような意見もあります。

- ・利用者の確保ができず、減収が大きい事業者も。
- ・新体系に挑戦しても、保障がない！

障害者自立支援法の施行後も全体としてサービスは着実に伸びていますが、日払いによるメリットを生かし、新たな仕組みに円滑に対応できるようにするための激変緩和措置を実施します。

【給付費の伸び(4～7月)】

	対前年同月比
居宅サービス	+5.8%
通所(授産施設等)	6.0%
入所	+2.7%
計	+1.6%

国保連(岩手、茨城、栃木、滋賀、広島、福岡)のデータより。

従来報酬の80%保障を90%保障に拡大します。新体系へ移行した場合にも、激変緩和として報酬の90%保障をします。

利用者が通所しやすくなるよう、送迎費用を助成します。

入所施設が入院した場合の保障措置を強化します。  
入院中の報酬支払い 6日間(1ヶ月)まで 8日間(3ヶ月間)まで

事業者に対する激変緩和措置、新法への移行等のための経過措置は都道府県に造成する基金をもとに事業を実施します。

## 特別対策ってどんなことをするの？

### 新法への移行を円滑に進めるため、緊急的な経過措置を実施します

サービス体系が抜本的に見直される中で、直ちに移行できない事業者を経過的に支援します。

新体系へすぐに移行できないデイサービスや小規模作業所等へ支援

新体系へ移行するための支援を行います。

新体系施設へ移行するための改修等の支援

グループホーム・ケアホームの立ち上げ経費の支援

新体系サービスが始まったことに伴う需要に緊急的に支援します。

相談支援体制の強化

新制度移行に係るコスト増に対応する経費の助成

## 今後どんな取組を進めるの？

サービスの一層の充実のため、必要な予算を確保するとともに、特別対策の円滑な実施など、引き続き、制度の定着を目指します。

今後サービスの伸びに対応できるように、政府全体の予算(一般歳出)の伸びは1.3%、厚生労働省予算案全体の伸びは2.6%ですが、障害者の福祉サービスの関係費は11.4%増としています。

(平成18年度予算)

(平成19年度予算案)

福祉サービス関係費 4,375億円 4,873億円(11.4%増)

【人員の伸び率(4～7月)】

	対前年同月比
居宅サービス	+16.2%
通所(授産施設等)	+7.9%
入所	+0.1%
計	+9.4%

また、18年4月～7月の人員を前年同月の人員と比較するとサービスを利用する方は増えています。

国保連(岩手、茨城、栃木、滋賀、広島、福岡)のデータより。